

【目次】

第125項	瀬戸内海	岡山水道、小串港付近	小型船操縦訓練
第126項	瀬戸内海	高松港東方、屋島湾	小型船操縦訓練
第127項	瀬戸内海	高松港西方、香西港付近	小型船操縦訓練
第128項	瀬戸内海	水島港付近、上水島南東方	水中障害物存在
第129項	瀬戸内海	備讃瀬戸、北木島北東方	海上作業
第130項	瀬戸内海	笠岡港及び付近	掘下げ作業等
第131項	瀬戸内海	黒土瀬戸、神島外港	深淺測量
第132項	瀬戸内海	来島海峡航路西口付近	潜水作業
第133項	瀬戸内海	広島港、第1区	橋梁灯一時業務休止
第134項	瀬戸内海	広島港、第1区	防波堤延長等
第135項	瀬戸内海	広島港及び付近	海上訓練
第136項	瀬戸内海	広島港、第3区	重量物荷役作業
第137項	瀬戸内海	広島湾、江田島湾	魚礁設置
第138項	瀬戸内海	岩国港、第2区	照明弾発射訓練
第139項	豊後水道及び付近		海上訓練
お知らせ	G7広島サミット開催に伴う海上警備に関するお願い		

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

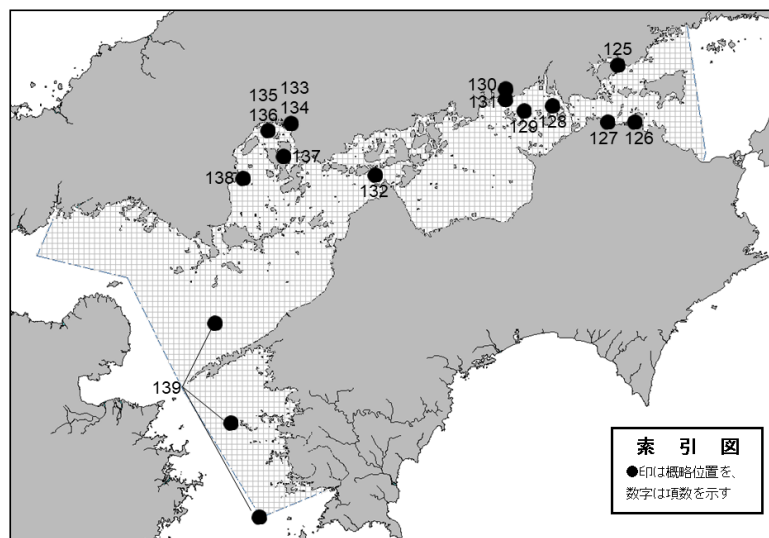
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

★5年125項 瀬戸内海 — 岡山水道、小串港付近 小型船操縦訓練

期 間 令和5年4月1日～30日(予備日を含む)の日出～日没

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-34-58N 134-02-36E

(2) 34-34-49N 134-02-41E

(3) 34-34-53N 134-02-29E

(4) 34-34-59N 134-02-28E

備 考 区域内に浮標を設置

海 図 W155-W1114

出 所 第六管区海上保安本部



★5年126項 瀬戸内海 — 高松港東方、屋島湾 小型船操縦訓練

期 間 令和5年4月1日、2日、15日、16日(予備日8日、9日、22日、23日)の日出～日没

位 置 34-21-54N 134-07-00E 付近

備 考 コースを示す浮標を設置

海 図 W137A-JP137A

出 所 第六管区海上保安本部



★5年127項 瀬戸内海 — 高松港西方、香西港付近 小型船操縦訓練

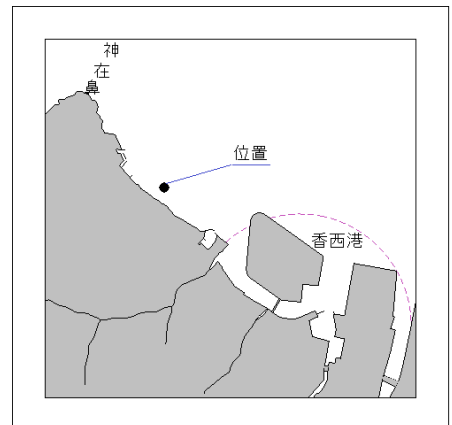
期 間 令和5年4月6日、7日の日出～日没

位 置 34-21-55N 133-59-05E 付近

備 考 コースを示す浮標を設置

海 図 W137A-JP137A

出 所 第六管区海上保安本部



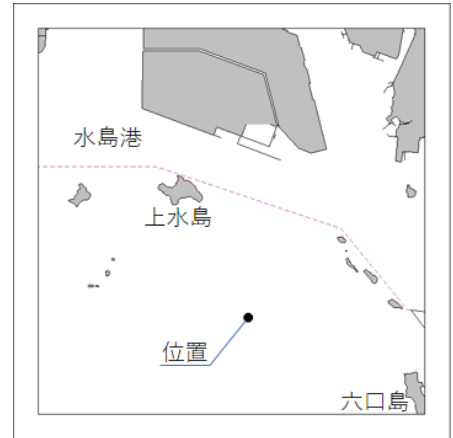
★5年128項 瀬戸内海 — 水島港付近、上水島南東方 水中障害物存在

位置 34-26-28N 133-43-37E

備考 錨

海図 W1127A-JP1127A-W1116-W137B-JP137B-W153-JP153-W100A

出所 水島海上保安部



★5年129項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、北木島北東方 海上作業

1. 期間 令和5年3月20日(予備日21日~31日)の日出~日没

区域1 34-24.0N 133-36.5Eの地点を中心とする
半径500mの円内

区域2 34-23.2N 133-36.2Eの地点を中心とする
半径500mの円内

2. 期間 令和5年3月28日(予備日29日~31日)の日出~日没

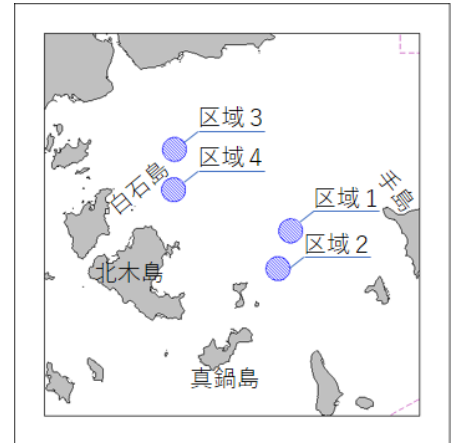
区域3 34-25.9N 133-33.3Eの地点を中心とする
半径500mの円内

区域4 34-25.0N 133-33.3Eの地点を中心とする
半径500mの円内

備考 (1) 海底の異物の搜索作業
(2) 潜水作業を伴う
(3) 警戒船を配置

海図 W1116-W137B-JP137B-W153-JP153

出所 第六管区海上保安本部



★5年130項 瀬戸内海 — 笠岡港及び付近 掘下げ作業等

1. 深浅測量

期 間 令和5年3月27日～31日(予備日を含む)の日出～日没

区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-30-03.5N 133-30-13.0E(岸線角)
- (2) 34-30-05.3N 133-30-09.8E
- (3) 34-30-09.4N 133-30-12.8E
- (4) 34-30-07.4N 133-30-16.5E(岸線角)

区域2 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

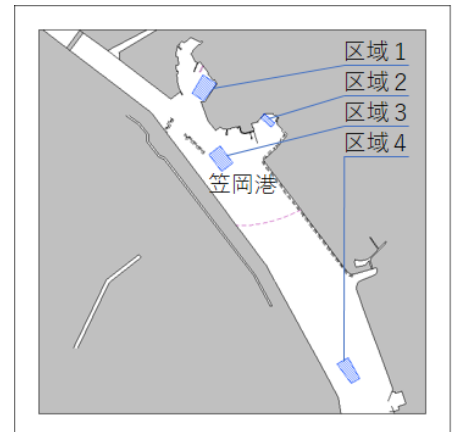
- (1) 34-30-00.6N 133-30-29.9E(岸線角)
- (2) 34-29-58.4N 133-30-32.8E
- (3) 34-29-57.4N 133-30-31.8E
- (4) 34-29-59.6N 133-30-28.8E(岸線上)

区域3 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-29-53.1N 133-30-17.6E
- (2) 34-29-49.2N 133-30-21.1E
- (3) 34-29-47.3N 133-30-18.0E
- (4) 34-29-51.2N 133-30-14.5E

区域4 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-29-04.5N 133-30-53.2E
- (2) 34-28-59.7N 133-30-56.5E
- (3) 34-28-58.6N 133-30-54.1E
- (4) 34-29-03.1N 133-30-50.1E



2. 掘下げ作業

期 間 令和5年4月3日～5月31日(予備日を含む)の日出～日没

区 域 上記と同じ

備 考 警戒船を配置

海 図 W1119

出 所 水島海上保安部

★5年131項 瀬戸内海 — 黒土瀬戸、神島外港 深浅測量

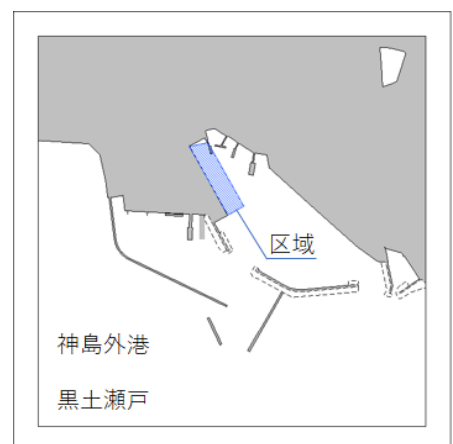
期 間 令和5年3月27日(予備日28日～31日)の日出～日没

区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-27-06.4N 133-30-31.5E(岸線角)
- (2) 34-27-06.6N 133-30-32.7E
- (3) 34-27-03.2N 133-30-35.0E
- (4) 34-27-02.8N 133-30-34.0E(岸線角)

海 図 W1119

出 所 第六管区海上保安本部



★5年132項 瀬戸内海 — 来島海峡航路西口付近 潜水作業

六管区水路通報5年6号74項関連

期 間 令和5年3月25日～27日(予備日28日～31日)
の日出～日没

区 域 34-09-23.9N 132-53-39.7Eの地点を中心とする
半径100mの円内

- 備 考 (1) 沈船の油止め作業
(2) 作業船は水中エレベーターを使用する
(3) 巨大船が通航する際は作業を中断し、作業船は退避する
(4) 警戒船を配置

海 図 W132-JP132-W104-JP104-
W141-JP141-W1108-JP1108

出 所 第六管区海上保安本部



★5年133項 瀬戸内海 — 広島港、第1区 橋梁灯一時業務休止

六管区水路通報5年7号93項削除

期 間 令和5年7月25日まで

1. 名 称 広島大橋橋梁灯(P1灯、P2灯)

位置1 34-21.4N 132-29.8E

2. 名 称 広島大橋橋梁灯(P3灯、P4灯)

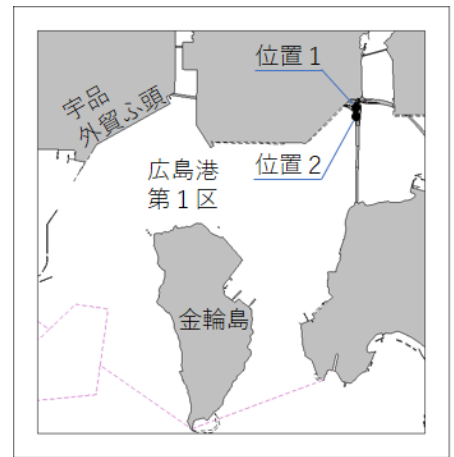
位置2 34-21.3N 132-29.8E

- 備 考 (1) 耐震補強工事に伴う業務休止
(2) 橋脚は代替灯火で明示する

海 図 W1112A-JP1112A

参照書誌 411 4748、4748.01、4748.02、4748.03番

出 所 広島海上保安部



★5年134項 瀬戸内海 — 広島港、第1区 防波堤延長等

六管区水路通報3年7号55項削除

1. 防波堤延長

区域1 2地点を結ぶ線を中心とする幅約5mの区域

(1) 34-21-02.1N 132-30-14.1E

(2) 34-21-02.5N 132-30-12.5E(既設防波堤東端)

2. 簡易灯存在

位置1 34-21-02.1N 132-30-14.1E(上記(1)と同じ)

位置2 34-21-02.8N 132-30-11.2E(既設防波堤西端)

備 考 黄色灯(4秒1閃光)

3. 防波堤不存在

区域2 2地点を結ぶ線上

(1) 34-21-03.4N 132-30-12.4E

(2) 34-21-03.0N 132-30-10.2E

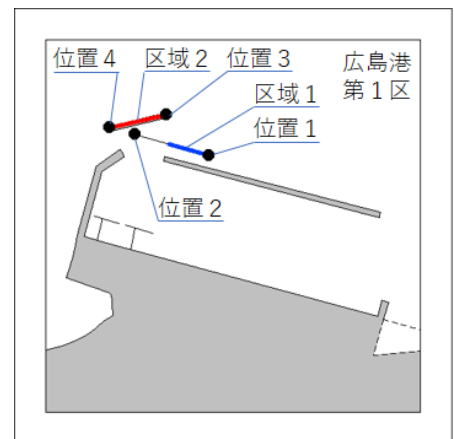
4. 簡易灯不存在

位置3 34-21-03.4N 132-30-12.4E(上記(1)と同じ)

位置4 34-21-03.0N 132-30-10.2E(上記(2)と同じ)

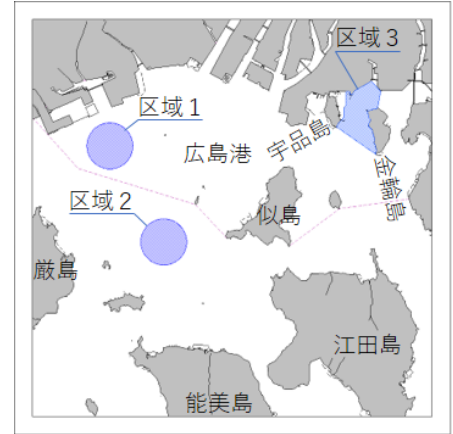
海 図 W1112A-JP1112A

出 所 第六管区海上保安本部



★5年135項 瀬戸内海 — 広島港及び付近 海上訓練

1. 期間 令和5年3月21日の0900～1200
- 区域1 34-20-00N 132-21-50Eの地点を中心とする半径0.5海里の円内
- 区域2 34-17-55N 132-23-15Eの地点を中心とする半径0.5海里の円内
2. 期間 令和5年3月21日の1300～2100、22日の0930～1430
- 区域3 9地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 34-21-24N 132-28-43E(岸線角)
 - (2) 34-21-11N 132-28-57E(岸線角)
 - (3) 34-20-49N 132-28-52E(金輪島北端)
 - (4) 34-19-49N 132-28-50E(金輪島南端)
 - (5) 34-20-25N 132-27-47E(宇品島南端)
 - (6) 34-20-33N 132-27-54E(岸線角)
 - (7) 34-20-35N 132-27-57E(防波堤南端)
 - (8) 34-20-53N 132-28-02E(防波堤北端)
 - (9) 34-21-11N 132-28-02E(岸線上)

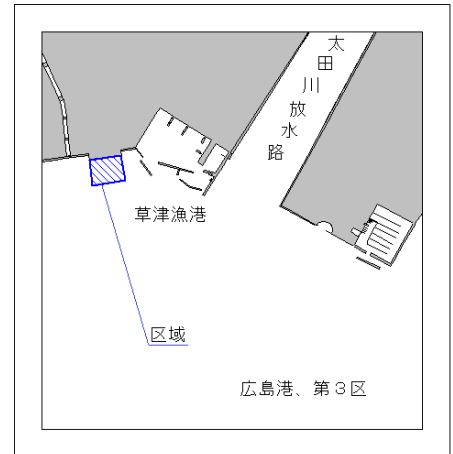


- 備考 (1) 複合型ゴムボート及び巡視艇による訓練
(2) 警戒船を配置

海図 W1112A-JP1112A-W1112B-JP1112B-W142-JP142
出所 広島港長、第六管区海上保安本部

★5年136項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 重量物荷役作業

- 期間 令和5年4月6日(予備日7日～13日)の日出～日没
- 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 34-21-45N 132-23-47E(岸線角)
 - (2) 34-21-40N 132-23-48E
 - (3) 34-21-39N 132-23-41E
 - (4) 34-21-44N 132-23-39E(岸線角)
- 備考 (1) 作業船のアンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に浮標を設置
(2) 警戒船を配置



海図 W1112A-JP1112A-W1112B-JP1112B
出所 広島港長

★5年137項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島湾 魚礁設置

位置 34-13-32N 132-27-43E

備考 (1) 鋼製、高さ約2.0 m、18基
(2) 石材、高さ約1.2 m

海図 W142-JP142

出所 第六管区海上保安本部



★5年138項 瀬戸内海 — 岩国港、第2区 照明弾発射訓練

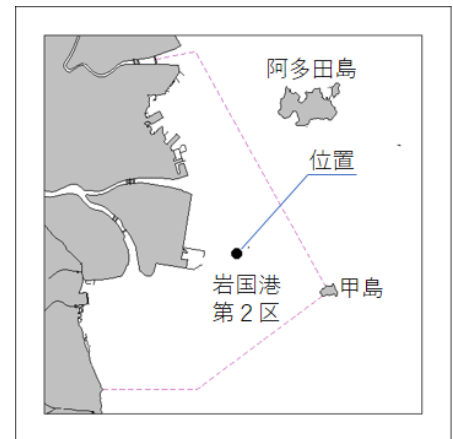
期間 令和5年3月24日(予備日28日)の0900~1030

位置 34-08.1N 132-16.4E

備考 海上自衛隊による信号拳銃弾の発射訓練

海図 W113-W142-JP142-W1108-JP1108

出所 岩国港長



★5年139項 豊後水道及び付近 海上訓練

期間 令和5年4月1日~令和6年3月31日の日出~日没の内2時間程度

区域1 33-33.0N 132-08.0Eの地点を中心とする
半径10海里の円内

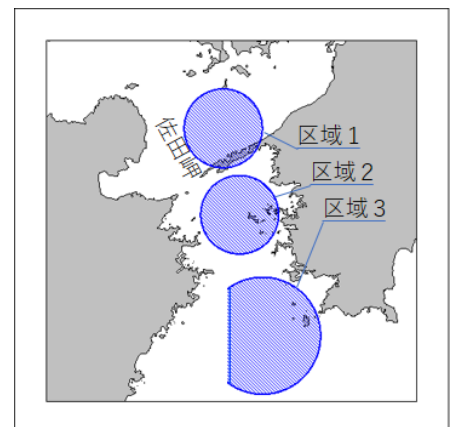
区域2 33-11.0N 132-13.0Eの地点を中心とする
半径10海里の円内

区域3 32-40.0N 132-20.0Eの地点を中心とする
半径15海里の円内の内
132-10.0E以西を除く区域

備考 (1) 海上自衛隊による救難飛行艇の離着水訓練
(2) 主として月曜から金曜までの日中に実施

海図 W1102-JP1102-W151-JP151

出所 第六管区海上保安本部



事前通報・航行自粛にご協力をお願いします！

グランドプリンスホテル広島(広島市南区元宇品町所在)周辺
海域・河口部周辺海域において、**海上警備を強化**します。

警備上の必要性から、**立入検査、職務質問等を実施する場合があります**ので、ご協力をお願いします。

特に厳重な警備を行いますので、下記期間中、**広島湾を航行予定の船舶**は、**以下の3点**についてご理解とご協力をお願いいたします。

① 航行予定の事前の通報(事前通報)

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、

5月8日(月)から
受付を開始します。

- ☑ 航行予定日の前日正午までに
- ☑ 事前通報用紙に必要事項をご記載のうえ
- ☑ FAX送信 FAX番号: 082-253-8475
- ☑ メール送信 アドレス: jcg-6kokoanzen2@gxb.mlit.go.jp
- ☑ または、六本部交通部に直接持込 により

航行予定の事前の通報(事前通報)をお願いします。



- ※ 事前通報の詳細は、右のQRコードより「事前通報記入例」をご参照願います。
- ※ 事前通報が無い場合、現場海域での確認に時間を要する場合があります。



② 航行自粛海域における航行の自粛について

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、**航行自粛海域**にみだりに立ち入らないようお願いします。

③ その他の海域における海上警備について

5月19日(金)～5月21日(日)のサミット期間中、その他の海域において、航行自粛を伴う海上警備を行う可能性があります。**海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。**

自主警備体制の強化にご協力をお願いします！

G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！
～海事・漁業・マリレジャー等の関係者の皆様へ～

G7広島サミット開催に伴うテロ等の未然防止のため、以下の措置の徹底をお願いします。



◎ 「自主警備の強化」と「船舶管理の徹底」を！

- 臨海施設(海運事業者、マリーナ、漁協等)の管理者は、**不審物・不審事象の早期発見**のため、**巡回**や**不審者の侵入防止策**、**立入禁止区域の明示**、**手荷物検査**などを講じていただくようお願いします。
- 船の盗難及び不正使用を防止するため、**施錠**、**エンジンキーの確実な保管**、**船舶貸出時の身元確認等の徹底**をお願いします。

◎ 不審事象を発見したら直ちに通報を！

以下のようなことがあれば、直ちに「118番」又は**最寄の海上保安部署に通報**をお願いします。

ご不明な点はお問い合わせください

- ・ 身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた。
- ・ 船が盗まれた。
- ・ 日頃見かけない船がウロウロしているなど不審な船がいる。
- ・ 挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がいる。
- ・ 不審物が置かれている。



第六管区海上保安本部
(電話082-251-5111)





G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！

～広島湾を航行予定の海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

5月15日(月)～22日(月)に
事前通報対象海域を航行する
時は、事前通報をお忘れなく！

事前通報後、識別旗の
交付を受けることにな
った船舶は、識別旗
をお渡しますので、
第六管区海上保安本部
に取りに来ていただく
ことになります。
(AIS搭載船は除く)



5月15日(月)～22日(月)の間、
航行自粛海域に
みだりに立ち入らないでね！

その他の海域においても、航行自粛を伴う海上警備を
行う可能性があります。
海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。

